

令和4年第1回長与町議会定例会産業文教常任委員会会議録（第4日目）

本日の会議 令和4年3月10日
招集場所 長与町議会第1委員会室

出席委員

委員長	河野 龍二	副委員長	八木 亮三
委員	西田 健	委員	浦川 圭一
委員	中村 美穂	委員	竹中 悟

欠席委員

なし

職務のため出席した者

議会事務局長 富永 正彦

説明のため出席した者

水道局長 田中 一之

(上下水道課)

課長	渡部 守史	課長補佐	森内 秀朋
課長補佐	永石 大祐	課長補佐	高橋 庸輔
係長	藤原 庸祐	主査	早稲田 由香
主任	山下 裕己		

本日の委員会に付した案件

議案第 8号 長与町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

議案第23号 令和4年度長与町水道事業会計予算

議案第24号 令和4年度長与町下水道事業会計予算

開 会 9時27分

閉 会 11時39分

○委員長（河野龍二委員）

皆さんおはようございます。定足数に達しておりますので、本日の産業文教常任委員会を開会いたします。

それでは本会議におきまして、本常任委員会に付託を受けました議案第8号長与町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

渡部課長。

○上下水道課長（渡部守史君）

皆さん改めまして、おはようございます。それでは長与町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、御説明を申し上げます。本議案につきましては、長与町下水道事業における事業計画の変更を行うに際し、所要の改正を行うものでございます。お手元にお配りしております新旧対照表を御覧いただきながら、話を聞いていただければと思います。改正内容といたしましては、第3条第6項及び第7項におきまして、排水人口3万9,200人を3万7,100人、排水区域面積872.56ヘクタールを875.36ヘクタールに改め、第7条中の地方自治法の引用について、第243条の2第8項を第243条の2の2第8項に改めるものでございます。お配りしております資料につきましては、新旧対照表の次のページに数値の算定根拠、事業計画の変更についての概要の抜粋、それと排水区域面積につきまして図面を付けております。今回の排水区域面積が増えた部分については赤で着色をしております。こちら池山の区画整理事業に伴うものでございます。

以上でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○委員長（河野龍二委員）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

排水区域面積が増えたのは今の図面もありますし理由も分かるんですが、排水人口は減るわけですね。この理由を伺いたいんですが。それと併せて、この条例中の給水人口は変更がないわけですね。この理由を知りたいので、計画給水人口、排水人口、それぞれの定義というか、説明もお願いできますでしょうか。

○委員長（河野龍二委員）

渡部課長。

○上下水道課長（渡部守史君）

1つ目の排水人口が減る理由でございますが、この事業計画の排水人口計画につきましては、社人研の推計値を使っております。その関係で減っていく形になっております。2つ目の水道の給水人口を変えない理由につきましては、下水道の排水人口につきましては、事業計画を基にその数値を根拠にしているわけでございますが、下水道の事業計

画が5年ごとに見直していくような形で今回5年ごとのところに来たと。水道の給水人口については事業計画があるわけですが、水道の方は5年ごとという区切りがなく、何らかの認可変更が必要となったときに事業の認可の変更を申請いたします。そのときに算出された給水人口がこちらの条例の中でも根拠の数値となっておりますので、そのような関係で今回、水道事業の給水人口については変更なしということで。水道の給水人口については、予定としては令和6年度に変更の予定としておるところでございます。

○委員長（河野龍二委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

確認なんですけど、内容は分かったんですが、この水道事業の設置等に関する条例に、そういう給水人口、排水人口をここまで細かく定めるように何らか法律などで決まっているんでしょうか。

○委員長（河野龍二委員）

永石課長補佐。

○課長補佐（永石大祐君）

水道事業の設置等に関する条例の記載事項につきましては、地方公営企業の設置等に関する条例の準則についてということで定められたものがありまして、それに沿った形で作っております。

○委員長（河野龍二委員）

ほかに質疑はありませんか。

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

先程の答弁に疑問を持って質問をさせていただくんですが、人口予測で人口が減るから排水人口も減るんだというようなことなんですけど、人口が減っても設備とかが減らん限りは排水できる人口というのは維持できるのかなあというような感じはしているんですが。人口が減る、そこがあれば減らさないといけないというような、そういうのがあるんですか。あれば、それはそのとおり減るから計画人口が減るんだという説明になると思うんですが。今ある例えば管路とか設備が、人口が減るからそれも縮小するんだったらまだ分かるんですけども、人口が将来的に減るから計画排水人口も減らすんだという意味がよく分からないんですけど、決まりがあるんであれば納得はできるんですけど。

○委員長（河野龍二委員）

渡部課長。

○上下水道課長（渡部守史君）

国から、具体化している計画における規模を定める排水人口は、それに沿った形でより具体化された計画である事業計画の数値を根拠とする方が望ましいという通知が来て

おりますので、そういった形でより具体化している計画イコール事業計画ということで、それに合わせて排水人口を変えているということでございます。

○委員長（河野龍二委員）

ほかに質疑はありませんか。

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

今お配りいただいた資料の2ページ目真ん中辺りの計画汚水量の工場というのが、今ある計画ですと令和15年で1日400立方メートル、これが半分の200に今回はなるという内容の説明と含めてその半分になる理由を教えてくださいと思います。

○委員長（河野龍二委員）

山下主任。

○主任（山下裕己君）

まず前回の事業計画の数値の工場排水の日平均事業計画でいうところで220、全体計画で設定するところで400という数値なんですけども、こちらが、前回は斉藤地区とか三根地区に工場が設置されるという想定で計画をさせていただいているところがありまして、今回事業計画を見直す際に、実際に工場が令和8年度までに計画があるかっていうところで想定したときに、計画があるわけではないというところで、その見込み値を外して、実際の工場排水の実績を基に、工場があるところの点投入という形で、実際の排水量を見込んで工場排水を設定しております。

○委員長（河野龍二委員）

ほかに質疑はありませんか。

では質疑をしたいので、委員長を交代します。

○委員（八木亮三委員）

質疑はありませんか。

河野委員。

○委員長（河野龍二委員）

今回の排水人口の減少に伴って何か不利益を被るだとか、そういう部分が出てくるんですか。素朴な疑問ですけど、先程も同僚委員から出たように、その排水人口と施設の問題で、排水人口が社人研の数値をデータとしているということですが、これをこういうふうにしなければならないというのは、何かそこに影響する部分があるのかなというふうに思いますんで、この給水人口、排水人口が減ることでの不利益みたいなのが出てくるものなのかですね。そういうものはないんですか。

○委員（八木亮三委員）

永石課長補佐。

○課長補佐（永石大祐君）

給水人口の増減によって一番影響するのが、処理場の排水処理量になるんですけれど

も、給水人口がどんどん減っていくと、今6系列処理の水系があるんですけども、例えばそれが5系列になるとか、4系列で済むとかいうふうなことになります。逆に人口増加の見込みがあると6系列で足りなければ7系列にしないといけないとか、一番大きいのは処理場の処理能力の増減というところが関係してきます。

○委員（八木亮三委員）

河野委員。

○委員長（河野龍二委員）

そういう施設の減少にも関わってくるとなると、例えば国の補助だとか、そういうところにも影響してくるといのが出てくるんですか。そこはあるのかちょっとお伺いしたいと思います。

○委員（八木亮三委員）

永石課長補佐。

○課長補佐（永石大祐君）

国の補助金についての影響はないと考えております。今の人口の計画であれば6系列のままの処理場で維持していくっていう形で考えております。

○委員（八木亮三委員）

河野委員。

○委員長（河野龍二委員）

先程はより具体的な事業計画をするためのこういう数値を変えていくという話なんで。事業計画そのものが例えば数値に合わない処理人口を上げていると、その事業計画が認められないだとか、そういう場合が出てくるのかなと思ったんですけども、それも全くないんですか。

○委員（八木亮三委員）

暫時休憩します。

（暫時休憩）

○委員（八木亮三委員）

休憩を解いて委員会に戻します。

渡部課長。

○上下水道課長（渡部守史君）

条例の改正については、やはり事業計画と齟齬がないような形で、数値の根拠を持っておかなければならないということでの改正でございますので、まず事業計画があって、それで変更があっての条例改正といった形であります。

○委員（八木亮三委員）

永石課長補佐。

○課長補佐（永石大祐君）

先程の私の発言の中で、排水人口を給水人口と発言したところがございましたので、

訂正をお願いいたします。

○委員（八木亮三委員）

委員長を交代します。

○委員長（河野龍二委員）

ほかに質疑はありませんか。よろしいですか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第8号長与町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の件を採決します。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

暫時休憩いたします。

（暫時休憩）

○委員長（河野龍二委員）

休憩を閉じて委員会を再開いたします。

続きまして、議案第23号令和4年度長与町水道事業会計予算の件を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

渡部課長。

○上下水道課長（渡部守史君）

それでは議案第23号令和4年度長与町水道事業会計予算につきまして御説明いたします。予算書の1ページをお開き願います。第2条の業務の予定量といたしまして、令和4年度末の給水戸数1万5,987戸としております。年間総給水量は、372万9,741立方メートル、1日平均給水量は1万218立方メートルと見込んでおります。また、主要な建設改良事業として事業費7,000万円を計上しております。続きまして第3条収益的収入及び支出、4条資本的収入及び支出につきましては、予算に関する説明書の方で説明したいと思いますので、説明書の1ページをお開き願います。3条収益的収入及び支出のまず収入でございますが、第1款水道事業収益として、8億1,902万3,000円を見込んでおります。内訳といたしまして、第1項の営業収益が7億4,744万3,000円であり、主なものといたしまして給水収益が7億1,103万9,000円となっております。2項営業外収益は7,157万円であり、主なものといたしまして、長期前受金戻入が7,140万9,000円となっております。次の欄に行きまして、支出では第1款水道事業費用7億2,773万6,000円を予定しております。内

訳といたしまして、1項営業費用が6億9,521万5,000円でございます。主なものといたしまして、水道施設の維持管理費等に要する費用として、まず原水及び浄水費2億5,874万3,000円、配水及び給水費8,389万5,000円、検針、調定及び徴収事務に係る費用として、業務費3,995万2,000円、事業活動全般に関する費用として総係費5,453万円、資産の減価償却費2億3,074万5,000円等を計上しております。また、2項営業外費用では3,143万1,000円を計上しております。主なものは企業債利息及び消費税等に要する費用となっております。そのほか3項特別損失、4項予備費を計上しております。続きまして2ページを御覧ください。4条予算となります。資本的収入及び支出の収入でございますが、第1款資本的収入では2億1,737万5,000円を見込んでおります。内訳といたしまして、1項企業債の1億5,000万円、2項負担金6,737万5,000円となっております。支出におきましては、第1款資本的支出、3億4,643万5,000円を予定しております。内訳といたしましては、1項建設改良費3億648万6,000円、2項企業債償還金3,794万9,000円、そのほか3項予備費200万円を計上しております。1項建設改良費の主な内容といたしましては、2目改良費で、長崎市との浄水場共同整備に係る民間活力導入可能性調査業務負担金、老朽施設更新に伴う自由ヶ丘団地団地内配水管布設替工事や高田南土地地区画整理事業の工事進捗に併せた高田地区高田南配水管布設工事等を予定しております。また予算書の1ページに戻っていただきますが、以上によりまして、第4条に記載しておる部分でございますが、資本的収入額が資本的支出額に対しまして不足する額1億2,906万円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額2,026万4,000円、過年度分損益勘定留保資金1億879万6,000円で補填する予定としております。また説明書の方に戻っていただきまして3ページを御覧ください。こちらは給与費明細書になります。給与と法定福利費の前年度との比較でございます。4ページを御覧ください。給料及び手当の増減額の明細でございます。5ページを御覧ください。給与の級別職員数でございます。6ページは、期末手当及び勤勉手当の支給率及び前年度との比較でございます。また(5)の表でございますが、これは退職手当の支給率となっております。7ページをお開きください。こちら令和4年度水道事業会計の予定キャッシュ・フロー計算書でございます。1番目の業務活動による資金収支は、真ん中中ぐらいになりますが、2億7,632万6,081円の増。2番目の投資活動による資金収支は、2億2,817万4,731円の減でございます。それから3番目の財務活動による資金収支は、1億1,205万1,968円の増であり、以上3つの資金収支額を合わせますと、資金の増加額は1億6,020万3,318円となっております。従いまして資金期末残高を8億7,419万803円としております。8ページにおきましては、令和3年度予定の損益計算書でございます。本年度末の純利益は下から2番目になりますが、9,680万7,192円を予定しております。続きまして9ページをお開き願います。令和3年度末予定の貸借対照表で、資産の部の一番下、並びに10ペー

ジの負債及び資本の部、合計ともに68億275万7,623円でございます。11ページをお開き願います。こちらは令和4年度末予定の貸借対照表になります。先程御説明申し上げました本年度末予定の貸借対照表の合計から1億9,212万3,881円増の、11、12ページとも一番下でございますが、69億9,488万1,504円となっております。続きまして13ページをお開きください。こちらは会計方針に関する注記を記載しております。14ページは債務負担行為に関する調書になります。ここでまた予算書の2ページに戻っていただきまして、第5条の企業債につきましては、水道施設整備の事業費に充てる目的で、令和4年度は1億5,000万円の起債を予定いたしております。第6条の一時借入金につきましては、借入限度額を3億円としております。第7条の予定支出の各項の経費の金額の流用につきましては、営業費用と営業外費用及び特別損失の間において、予算の流用を可能とすることをお願いするものでございます。第8条の議会の議決を経なければ流用することのできない経費につきましては、職員給与費9,233万9,000円及び交際費9万9,000円を予定いたしております。第9条のたな卸資産購入限度額につきましては、608万3,000円を予定いたしております。以上が主な内容の説明でございます。続きまして、建設改良事業費による施工箇所及び事業内容につきまして、高橋課長補佐より御説明を申し上げます。

○委員長（河野龍二委員）

高橋課長補佐。

○課長補佐（高橋庸輔君）

それでは建設改良事業について、配布しております図面を御覧ください。図面に記載の番号順、図面左側上部の番号1番から順に説明させていただきます。1番目、第1、第2浄水場中央情報処理装置更新工事です。工事概要は平成元年に設置した中央情報処理装置の経年劣化に伴いまして更新を行うものでございます。次に2番目、嬉里地区西田原配水管布設替工事です。工事概要は、昭和41年に布設した配水管の更新を行うものでございます。続きまして3番目、吉無田接合井ほか電気計装設備改良工事です。工事概要は、昭和63年に設置した吉無田接合井及びニュータウン接合井の電気計装設備の経年劣化に伴いまして、更新を行うものでございます。4番目、南陽台底部配水池変換器盤更新工事です。工事概要は、昭和61年に設置した変換器盤の経年劣化に伴いまして更新を行うものでございます。5番目、サニータウン後部配水池変換器盤更新工事です。工事概要は、平成4年に設置した変換器盤の経年劣化に伴いまして更新を行うものでございます。続きまして6番目、高田地区、高田南配水管布設工事です。工事概要は、高田南土地区画整理事業の進捗に合わせて配水管の整備を行うものでございます。7番目、自由ヶ丘団地内配水管布設替工事です。工事概要は昭和48年に布設した配水管の更新を行うものでございます。8番目、水道施設予定地地質調査業務委託です。委託概要は、水道施設の建設予定地の地質を調査し、今後の計画及び設計のための地盤状況を把握するものでございます。続きまして9番目、10番目につきましては、工事負

担金となります。概要は令和3年度に実施いたしました中尾団地及び青葉台団地の配水管布設替工事に伴う路面復旧を行うものでございます。工事発注を土木管理課にて行うため負担金として計上しております。最後に11番目、新浄水場民間活力導入可能性調査業務委託負担金です。概要は令和3年度から令和4年度に掛けて調査をしております、民間活力導入可能性調査に係る本町の負担金となります。以上が令和4年度予定の建設改良事業に係る内容ですが、8番目、11番目で説明いたしました事業は、新浄水場の共同整備に関わる事業でございます、引き続き新浄水場の計画について説明させていただきます。配布資料の2枚目を御覧ください。資料上部に記載の新浄水場共同整備後の水道施設フローから説明させていただきます。新浄水場は、高田郷の蓬莱橋付近の北下水処理場跡地の敷地面積約1万4,200平方メートルに、施設能力1日当たり2万9,535立方メートル、計画浄水量1日当たり2万3,628立方メートルの活性炭設備を含む膜ろ過方式を採用した浄水場を建設するものです。水源は浦上ダム、萱瀬ダム、JR長崎トンネル湧水でございます。本町は、新浄水場で作られた浄水1日当たり2,924立方メートルをポンプアップで東高田2号配水池ほか2か所の配水池へ送水し、主に高田郷の給水を行う計画としております。次に新浄水場と並行して行う長与町側の事業内容ですが、第1浄水場で取水している1日当たり5,500立方メートルの長与川の水を、令和元年4月に購入いたしました親和銀行跡地に新たに建設します取水施設で取水し、ポンプアップで第2浄水場へ送ることとしております。第2浄水場では、取水量の増加に伴う施設の増強を行いまして、第1浄水場からポンプアップで送水していただきました第3配水池及び北陽台配水池へは、第2浄水場系の第5配水池から自然流下で送水するよう計画しているものでございます。続きまして資料下側の取水施設建設計画イメージの方を御覧ください。親和銀行跡地の活用について説明いたします。親和銀行跡地には、取水施設、導水ポンプ場なんですけれども、建設するよう計画しております。第1浄水場は、地盤高が周辺道路よりも低く洪水浸水想定区域となっているため対策費用が高額となるほか、新たな取水設備に必要な敷地面積を第1浄水場内で確保するためには、仮設施設を設置し既存の施設の取り壊しを行った上で、建設するような施工方法となります。このため水道の供給に支障を来すリスクが高いものと考えており、現段階では親和銀行跡地に建設するよう計画しているものでございます。

以上で説明の方を終わらせていただきます。

○委員長（河野龍二委員）

渡部課長。

○上下水道課長（渡部守史君）

以上で全ての説明を終了させていただきます。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○委員長（河野龍二委員）

それではこれから質疑を行います。説明があった順に質疑をしていきたいと思ひます。

まずは予算書の1、2ページですね。質疑があれば質疑を受け付けたいと思います。説明書とも重なるので説明書の方に質疑をしながら、予算書の方も構いません。それでは説明書の1ページ、2ページ、質疑はありませんか。ページを進めます。戻っても構いません。3ページ、4ページ、5ページ、6ページ、質疑はありませんか。取りあえずページを進めます。7ページ、8ページ、質疑はありませんか。9ページ、10ページ、11ページ、12ページ、13ページ、14ページ、説明書全般、予算書全般。併せて令和4年度の工事予定と説明がありました共同整備の内容も含めて。

中村委員。

○委員（中村美穂委員）

令和4年度の工事予定図面を見せていただいているんですが、例年に比べて恐らく新浄水場のこともあるので、今年度は多いのではないかと思います。もちろんこれは予算が通ってから業者選定等があって、工事が行われるものとは思いますが、令和3年度の青葉台の配水管の布設替え工事とかになりますと、一定道路を封鎖したりとかいうことがございますよね。全町的に一遍にやるということは恐らくないと思うんですけど、それぞれの工事については期間が違ってもいいかもしれませんけれど、住民に対して工事がある前には役場の方からの文書だったり、工事をされる方が住民へのこのようなことであるということやチラシを配布されたりというようなことは、十分していただいていることは分かるんですが、工事が一遍に重ならないように、かといって令和4年度の中でやるということであるので、ここで言えば高田南とか新浄水場だと少し離れた所といますか、実際ほかの工事も行われていますので、そこ以外の所は住民の生活圏ということがあると思うんですけども、どのような計画をされているのか。今計画の段階が分かれば教えてください。

○委員長（河野龍二委員）

高橋課長補佐。

○課長補佐（高橋庸輔君）

工事の順番とか計画については、長与町中長期計画というものを作成しておりまして、その中で老朽度合いであったりとか、漏水度合いであったりとかというのを考えまして、順序立てて工事を計画しているものでございまして、それを毎年度、振興計画に計上しまして進捗していくという形です。先程言われました青葉台とか、確かに住民の皆様は大変御迷惑を掛けるような工事になってくるものもございまして、なるべくその辺は皆さんの生活を壊さないような形で工事をしていきたいと考えているところです。

○委員長（河野龍二委員）

中村委員。

○委員（中村美穂委員）

これは水道に限らず例えば下水道の蓋を取り替えるだけでも、私たちはよく分からずに「何だか分からないけど通行止めになっていて」というようなことを住民から言われ

たりするわけですね。自分がその道を車でしか通らなかった場合は、歩道がきれいにされることなので良いことではあるんですけども、あれは何だったんだっていうことで聞かれても私も分からないということもあって、あとからお尋ねしたらそういうことなのかと。1週間程度でなるようなものであれば住民も御理解いただけるのかなと思うんですが、青葉台辺りではかなり工事車両を停めるとか、そういったこともあったと思うんですけども、県道が真ん中に通っていますので、団地に行くに当たってはですね。そういったこともあると思いますので、配慮をお願いしながら工事計画をしていただきたいと、これは、答弁は結構ですけども思っております。

○委員長（河野龍二委員）

ほかに質疑はありませんか。

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

説明書の3ページの給与費明細のところでお伺いしたいんですが、前年度と比較して職員数が減っていますよね。それに対して時間外勤務手当が15%ぐらい増えているのかなと思うんですが。この表だけで見ますと職員の負担が増えているように感じるんですが、何かそういう職員を減らしたことによる弊害などがあるのか、ないのか。あと時間外勤務手当ちょっと増加していることに対して説明あればお願いします。

○委員長（河野龍二委員）

渡部課長。

○上下水道課長（渡部守史君）

令和3年度については、まだ水道局の中の下水道と水道課の統合がなされていない段階での予算計上になります。本年度がもう実際に事業統合をした中での新たな予算計上という形になります。令和3年度はやはり水道局が統合したというところで、職員も試行錯誤しながら業務を続けてきている中で、どうしても職員に負担が掛かったかなという部分は私も感じております。それとあと水道局の中で、育休で職員が休まれていた期間がありまして、会計年度職員を雇った期間もございますが、やはり職員の仕事を100%こなすというわけにはいきませんので、その分どうしてもほかの職員に負担が掛かったという現状、実績を考慮してでの本年度の予算の作成という形になっていますので、若干増えたような形になっているというような認識でございます。

○委員長（河野龍二委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

本年度というのは4年度ですよ。それが要するに3年度と比べてこれだけ増える見込みということかと思うんですが、今の御説明だと今年度の増えた理由のように聞こえたんですが、もう1回説明をお願いします。

○委員長（河野龍二委員）

渡部課長。

○上下水道課長（渡部守史君）

4年度の予算計上の基礎となるのが3年度の実績を加味する形になるので、それを考慮した中での4年度の計上となるので、若干、先程申し上げたような説明で増えたかなといった感覚がございます。

○委員長（河野龍二委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

時間外勤務手当は勤務時間が超過しない方が良いと思うんですが、何らか令和4年度、対策といいたまいますか、方針、考えというのはありますでしょうか。

○委員長（河野龍二委員）

渡部課長。

○上下水道課長（渡部守史君）

まず前提といたしましては、職員数が減ったっていうことを単純に考えると、やはり職員の負担は単純に考えて増えるという部分は避けられないところがまずあると思います。それを前提としながらも水道と下水道が統合したことによって、無理、無駄な部分を省いていくことができるっていうのは、実際に3年度の水道局の仕事を回していく中で、ここは水道と下水道事業一緒になって簡略化できたなという部分がございますので、そういった部分を今後最大限活用しながら、できる限り時間外につきましては減らしていきたいと思っているところでございます。

○委員長（河野龍二委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

本来、統合して減らすっていうのは効率化等、当然考えるわけですが、その結果職員1人の負担が増えてはむしろ本末転倒というか良くない。なので簡単に言うと、また職員数を1人戻すとか、そういう方も検討しないと、職員一人当たりの負担が増えるところの予算書、数字で見ると感じられるので、そういうことは考えてないんでしょうか。

○委員長（河野龍二委員）

渡部課長。

○上下水道課長（渡部守史君）

水道事業も下水道事業も一般会計とは異なって独立採算でやっていくと。ある意味企業努力が必要になってくると思うんですね。そういった中で町民の皆様方に関係するのは水道料金であったり下水道使用料。今後例えば料金改定とかがあった場合に、やはりそれなりの企業努力の姿勢を見せていく必要もあるのではないかなという部分がございます。そういった企業努力を見せる一環が水道事業と下水道事業の統合で、これだけ私達も人件費を削減して頑張っているという形で、町民の皆様にお示しができ

ればなというところでの事業統合という意味もございます。しかしながら先程申し上げた中で、統合によって1年間やってきた中で、どうしても統合した当初は、今までと勝手が違う形で業務を進めてきた形になりますので、これからはさらなる効率化を目指すことによって、職員一人当たりの負担を減らすよう、いろんな方策があるかと思うんですけども、研究しながら進めていきたいなと思っているところでございます。

○委員長（河野龍二委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

今、働き方改革も言われていますし、確かに事業統合するっていうのは、町民に対して分かりやすくはあるんですけど、その陰で職員が負担を増やしていたらそれは特に町民が望むことでもないと思うんですね。今おっしゃったとおり、統合したばかりで、かえって一人当たり大変だった部分あると思うんですが、その辺りは、今後は負担は減らしていただきたいと思いますと思います。

○委員長（河野龍二委員）

ほかに質疑はありませんか。

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

今配っていただいた図面等の2ページ目の写真なんですが、これはもちろん親和銀行跡地は調査段階ですし、まだ全く具体的ではないと思うんですが、お配りいただいたこの写真を見て伺いたいんですが、親和銀行側の取水口、土砂が堆積しにくいとあるんですが、これは三彩橋の護岸が亀裂が入って崩れた理由が、カーブの外側だから逆に堆積しないっていうか、河床が削られて自重で落ちた。場所もほぼ近いですし、当然護岸の造られた時期なども近いと思うので、このカーブの外側にすることにはそういうリスクが逆にあるんじゃないかと思うんですが、その辺りは検討されたのか。何かお考えがあれば伺いたいんですが。

○委員長（河野龍二委員）

高橋課長補佐。

○課長補佐（高橋庸輔君）

現段階ではこういった形での計画ですけれども、当然この方が、水流が強く護岸が傷むと、おっしゃるとおりだとは思いますが、そういったことも踏まえて、もしここに造るようなことであれば強固な形で造っていくという形で考えております。

○委員長（河野龍二委員）

ほかに質疑はありませんか。

西田委員。

○委員（西田健委員）

水道事業会計予算1ページの資本的収入及び支出第4条に記載されております、過年

度分損益勘定留保資金1億なにかし補てんするものとする。まずこの補てんする留保資金とはどういうものか、今まで蓄積されたお金があるのかどうかというのを伺います。

○委員長（河野龍二委員）

渡部課長。

○上下水道課長（渡部守史君）

補填財源の種類でございますが、蓄積はされるような形になります。まず種類を申し上げます。消費税及び地方消費税資本的収支調整額、損益勘定留保資金、あと積立金、そういったものがございます。まず当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額というのが、資本的支出に係る消費税額から資本的収入に係る消費税額を差し引いた額で、消費税の納税計算は、3条予算収益的収支の部分と4条予算資本的収支の部分とを3条予算で合わせて執行します。そういった形でやりますので、4条予算の支出に係る消費税分が3条予算に留保される形になりますので、その分が補填財源として使うことができるという形になります。損益勘定留保資金というのは、毎年度利益という形で出ますけれども、それが損益勘定留保資金という形で積み立てられます。補填財源として使用できるものが複数あるわけですが、それをどの順序で使用するかについては特段の規定はないんですが、一般的にまず消費税及び地方消費税資本的収支調整額を補填し、それで足りなければ過年度分の損益勘定留保資金があればそれを充てる。最終的にそれでも補填できなければ、当年度分の損益勘定留保資金を充てるという形になります。

○委員長（河野龍二委員）

西田委員。

○委員（西田健委員）

この予算に当たって、この補填は毎年あるものなんですか。

○委員長（河野龍二委員）

渡部課長。

○上下水道課長（渡部守史君）

毎年発生いたします。

○委員長（河野龍二委員）

西田委員。

○委員（西田健委員）

要はずっと補填、補填となったら事業がちょっと危ないんじゃないかと素人考えでは思うんですけども、そういうことはないという認識でよろしいでしょうか。

○委員長（河野龍二委員）

渡部課長。

○上下水道課長（渡部守史君）

そのような認識で結構でございます、補填財源がある限りはですね。

○委員長（河野龍二委員）

ほかに質疑はありますか。

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

資料の現状の第1浄水場の最終的な扱いですが、ここはきれいに更地になるんですか。無くなるんですか。今、予定している時期が分かればそこら辺も一緒にお願いします。

○委員長（河野龍二委員）

渡部課長。

○上下水道課長（渡部守史君）

共同浄水場の事業が予定どおり進むということであれば、第1浄水場の敷地はもう使わなくなります。共同浄水場が供用開始になるまでは第1浄水場は使わなければなりませんので、早くて令和10年度までは、この第1浄水場は利用をいたします。

○委員長（河野龍二委員）

ほかに質疑はありますか。

中村委員。

○委員（中村美穂委員）

説明書の3ページ、さっき八木委員が時間外勤務手当のことを質問されていたんですけども、確かに私も職員の負担が増えるというのは心配をするところではあるんですが、理由が育休を取られている職員がおられて1名減になっている。詳細が分からないんですけども、育休というのはお子さんが生まれてからおおむね1歳、それより延長される方もいらっしゃるのかもしれないんですけども、先程の説明では令和3年度の実績に踏まえてということをおっしゃっていましたが、もちろん令和4年度も育休中の方がいらっしゃるという認識でよろしいのでしょうか。

○委員長（河野龍二委員）

渡部課長。

○上下水道課長（渡部守史君）

令和4年度ではおりません。令和3年9月末で一旦育休から復帰いたしましたが、令和4年3月末までは、時短という形での勤務になっておりました。

○委員長（河野龍二委員）

中村委員。

○委員（中村美穂委員）

令和4年度は時短勤務であられるということでしょうか、それとも時短勤務も令和4年3月31日までで終了するという認識でしょうか。

○委員長（河野龍二委員）

渡部課長。

○上下水道課長（渡部守史君）

時短勤務も含めて令和4年3月31日で終了でございます。

○委員長（河野龍二委員）

中村委員。

○委員（中村美穂委員）

そうしますと令和4年度は単純に1人減っているというような認識でよろしいのでしょうか。というのが、私が、八木委員が心配されるように一人一人の負担が増えるというのは、あまり良いことではないと思っておりました。しかしその原因が育休だったり、時短勤務だったりということであれば、今男性女性問わず子どもを育むためには、その一人をカバーしようという風潮が役場内にも当然あると思うんですね。戻ってくるところがあるからこそ、その子を育てるという意味では、一人が会計年度任用職員だけでは補えないというのは十分承知するところなんですけれど、そういった風潮だからみんなが負担でというような意味合いだと、ちょっと難しいのかなと思ったんですね。結局、男性、女性関係なくそういう子どもを育てていくっていう、仕事をするという場所として、もちろん水道会計は企業努力が必要だということは先程課長が言われていたので、そこは承知するところではあるんですが、子育て中の人がいるからほかの人が負担を強いられてというような環境になるのでは、あんまりよろしいことではないのかなと思いましたので、令和4年度もそういう状況が起因して周りの方が協力がという理由なのかと思って質問したんですが、そこは令和4年度に関してはそうではないということでしょうか。

○委員長（河野龍二委員）

渡部課長。

○上下水道課長（渡部守史君）

令和4年度につきましては育休の予定はございません。先程私の答弁でひよっとしたから誤解を招くような形になったかもしれませんが、育休、産休については取得は、職員には積極的に定められた権利ですので。それについてはほかの職員でカバーをしていくといった形、これは致し方ない部分もございますけども、育休、産休でという理由はたくさんある中の一部、全くないわけじゃないのでちょっと申し上げただけでございます。決して育休が、産休がというつもりはございません。

○委員長（河野龍二委員）

中村委員。

○委員（中村美穂委員）

子どもを産んで育休が明けても、時短勤務が明けても、小さいお子様がいらっしゃるということは、やはり急な病気であったりとか、お子さんのそういったことで周りの方の理解が得られないと、お互い様の気持ちがないとぎくしゃくするところがあると思います。すごく進んでいる企業では、それが分かっているからお互い様だからというもの、あの人がちやんと来てくれればこんなことはなかったのになってというような気持ちがや

っぱり芽生えるような職場環境ではなくて、もちろん企業努力が水道会計は非常に必要だということは先程伺いましたので、是非そういった負のイメージではなくて、ここは予算計上されているけれども、お互い上下水道が一緒になったというところで、良い面もたくさんあるのかと思いますので。課長がそのように言われたわけじゃなくて、実際令和4年度にもそういうことが起因して、計上されたのかと思って質問しました。

○委員長（河野龍二委員）

ほかに質疑はありませんか。

一つ聞きたいので、委員長を交代します。

○委員（八木亮三委員）

質疑はありませんか。

河野委員。

○委員長（河野龍二委員）

一つだけお伺いします。説明書の2ページの資本的支出の改良費のところ少し説明がありました。民間活力導入部分の調査がどれくらいの負担額になるのか。支出費用額が分かれば教えていただきたいと思います。

○委員（八木亮三委員）

渡部課長。

○上下水道課長（渡部守史君）

計上額は300万円でございます。

○委員（八木亮三委員）

委員長を交代します。

○委員長（河野龍二委員）

ほかに質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第23号令和4年度長与町水道事業会計予算の件を採決します。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

場内の時計で10時55分まで休憩いたします。

（休憩 10時44分～10時54分）

○委員長（河野龍二委員）

休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

続きまして議案第24号令和4年度長与町下水道事業会計予算の件を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

渡部課長。

○上下水道課長（渡部守史君）

それでは議案第24号令和4年度長与町下水道事業会計予算につきまして御説明をいたします。予算書の1ページをお開き願います。第2条の業務の予定量といたしまして、令和4年度末の排水戸数を1万6,020戸としております。年間総排水量は379万1,120立方メートル、1日平均排水量は1万387立方メートルと見込んでおります。また建設改良事業として4億5,802万4,000円、このうち国庫補助対象事業として2億9,412万円を行う予定としております。続きまして3条予算の収益的収入及び支出、4条予算の資本的収入及び支出につきましては、予算に関する説明書の方で説明をさせていただきたいと思っております。説明書の1ページをお開き願います。まず3条予算となりますが、収益的収入及び支出の収入では、第1款下水道事業収益といたしまして、10億1,921万5,000円を見込んでおります。内訳といたしまして、1項営業収益が6億8,829万8,000円であり、主なものといたしまして、下水道使用料が6億8,394万4,000円となっております。第2項営業外収益は3億3,085万9,000円であり、主なものといたしまして、他会計負担金1億円、長期前受金戻入が2億3,046万9,000円となっております。支出におきましては、第1款下水道事業費用9億3,464万円を予定しております。内訳といたしまして、第1項営業費用が8億6,776万4,000円でございます。主なものといたしまして、下水道施設の維持管理等に要する費用として、管渠費7,073万7,000円、処理場費2億4,724万1,000円、検針、調定及び徴収事務に係る費用として、業務費2,508万8,000円、事業活動全般に関する費用として、総係費4,104万5,000円、資産の減価償却費4億7,238万7,000円等を計上しております。また営業外費用では、6,557万6,000円を計上しております。主なものといたしまして、企業債利息及び消費税等に要する費用となっております。そのほか3項特別損失、4項予備費を計上しております。続きまして、2ページを御覧ください。4条予算となります。資本的収入及び支出の収入でございますが、第1款資本的収入では、3億7,963万6,000円を見込んでおります。内訳といたしましては、1項企業債2億5,300万円と2項国庫補助金1億2,540万円となっております。これらは建設改良費への充当分となります。そのほか3項受益者負担金46万円、第4項その他資本収入の77万6,000円を見込んでおります。

支出におきましては、第1款資本的支出6億4,550万9,000円を予定しております。内訳といたしまして、1項建設改良費4億5,835万4,000円、2項企業債償還金1億861万5000円、そのほか3項予備費100万円を計上しております。

1項建設改良費の主な内容といたしましては、1目下水道事業費で浄化センター汚泥処理施設耐震設計や下水道管路施設の改築更新事業などを行う予定としております。また予算書の1ページに戻っていただきたいんですが、以上によりまして1ページの第4条の部分でございますが、資本的収入額が資本的支出額に対しまして不足する額2億6,587万3,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額3,073万円、過年度分損益勘定留保資金2億3,514万3,000円で補填する予定としております。続きまして説明書の3ページをお開きください。給与費明細書になります。給与と法定福利費の前年度との比較でございます。4ページを御覧ください。給料及び手当の増減額の明細でございます。5ページをお開き願います。給与の級別職員数でございます。6ページでは期末手当及び勤勉手当の支給率及び前年度との比較でございます。また(5)の表でございますが、これは退職手当の支給率となっております。7ページをお開き願います。令和4年度下水道事業予定キャッシュ・フロー計算書ですが、1番目の業務活動による資金収支は、3億2,805万3,445円の増。2番目の投資活動による資金収支は、2億8,844万758円の減でございます。それから3番目の財務活動による資金収支は、6,684万5,000円の増であり、以上3つの資金収支額を合わせますと、資金の増加額は1億645万7,686円となっております。したがって、資金期末残高を21億6,422万6,501円と想定しております。続いて8ページに移ります。令和3年度予定の損益計算書でございますが、本年度末の純利益は下から2番目になりますが、8,400万2,858円を予定しています。9ページをお開き願います。令和3年度末予定の貸借対照表で、9ページの下になりますが、資産合計並びに10ページの負債及び資本合計ともに117億6,304万4,294円でございます。続きまして11ページをお願いいたします。令和4年度末予定の貸借対照表になります。先程御説明申し上げました本年度末予定の貸借対照表の合計から5,384万6,356円増の118億1,689万650円となっております。13ページをお開き願います。こちらは会計方針に関する注記を記載しております。14ページは債務負担行為に関する調書になります。予算書の1ページに戻っていただきたいと思っております。第5条からですが、債務負担行為につきましては、水洗便所改造資金に対する利子補給補助金として、住民が借り入れた資金に対しまして、令和5年度から令和9年度までの期間に金融機関で支払う利息相当額を限度額といたしまして、債務の負担を行う予定としております。その下になりますが、上記の借入資金に対する債務不履行時の損失補償といたしまして、借入金の償還期限到来後3か月を経過した日から履行の日までの期間につき、元金及び遅延利息の合計額を限度額といたしまして、債務の負担を行う予定としております。続きまして2ページをお開きください。第6条の企業債につきましては、下水道施設整備事業費に充てる目的で、令和4年度は2億5,300万円の起債を予定しております。第7条の一時借入金につきましては、借入限度額を3億円としております。第8条の予定支出の各項の経費の金額の流用につきましては、営業費用と営業外費用及び特別損失間

において、予算の流用を可能とすることを願います。第9条の議会の議決を経なければ流用することのできない経費につきましては、職員給与費5,427万8,000円及び交際費6万円を予定いたしております。

以上が主な内容の説明でございます。引き続き、建設改良事業費による施工箇所及び事業内容につきまして、永石課長補佐より説明を申し上げます。

○委員長（河野龍二委員）

永石課長補佐。

○課長補佐（永石大祐君）

それでは令和4年度の建設改良事業費による事業内容及び施工箇所について、お配りさせていただきました図面を用いて説明させていただきます。お手元の図面を御覧ください。説明の前に図面で1か所訂正がございまして、左上にございます②の項目で長与浄化センターと記載しておりますが、長与浄化センターの間違いでございます。それでは説明を続けさせていただきます。番号を図面にそれぞれ①から⑦まで振っております。赤く着色しているものが工事、青く着色しているものが業務委託と色分けをしております。図面の左上を御覧ください。①、②とございますが、どちらも長与浄化センターに関する委託となります。まず1番目、長与浄化センター耐震対策事業による汚泥処理施設の耐震設計について。長与浄化センターにつきましては、令和2年度に汚泥処理施設の耐震診断を行っております。この耐震診断により補強が必要と判定された汚泥消化タンク及びボイラー室の耐震設計を日本下水道事業団へ委託するものです。次に2番目となりますが、長与浄化センター改築更新事業による汚泥処理施設のストックマネジメント計画に基づく改築実施設計について。こちらはストックマネジメント計画の中で改築予定となっております主ポンプ施設と汚泥処理施設。汚泥処理施設のうち、汚泥消化タンク及びガスフロア室について実施設計を行うものです。汚泥処理施設につきましては、令和5年度から施設の改築と耐震工事を併せて実施する予定としております。以上が長与浄化センターに関する事業の委託となります。次に3番目、図面の中央に記載しております長与町公共下水道管路施設ストックマネジメント事業になりますが、こちらは令和7年度からの管路施設のストックマネジメントを計画するために管路施設調査を実施いたします。範囲としましては、嬉里谷、三根、平木場、本川内の図面上で青の枠で囲んでおります。延長としましては約18キロを予定しております。以上が業務委託の主な事業内容となります。続きまして工事の説明をさせていただきます。工事の事業としましては、大きく分けると污水管の改築事業、污水管の整備事業、マンホールポンプ場の改築事業の3事業を予定しております。図面の右下を御覧ください。4番目となりますが污水管の改築事業としまして、平成27年度から行っておりますニュータウン団地内での取り付け管の改築工事となりますが、令和4年度は東地区において90か所、西地区において90か所の改築を行う予定としております。次に5番目となりますが、図面の左側を御覧ください。管路ストックマネジメント計画に基づき、令和2年

度にマンホール蓋の取り替え工事の実施設計を、令和3年度に管路更生工事の実施設計を行っておりますが、図面の赤枠で囲んでおります範囲、中を着色してない赤枠囲みの箇所が管更生の対象路線がある区域となりまして、更生対象が全部で2.5キロございます。こちらを令和4年度から6年度に掛けて改築工事を行う計画としておりますが、令和4年度は約1キロメートルの施工を予定しております。またマンホール蓋につきましては、230箇所の取り替えを予定しております。次に6番目、図面では左下に記載しております污水管整備事業としまして、高田地区（東高田）污水管布設工事を予定しております。高田川の河川改修事業の進捗に合わせて整備されております町道東高田天満宮線へ下水道管渠の布設を行うもので、管路延長240メートル、マンホールポンプ場1か所の整備を行う予定としております。最後に7番目となりますが、図面の右側に記載しておりますマンホールポンプ場改築事業としまして、マンホールポンプ場の污水ポンプの更新を行います。図面上で赤の丸で長く囲っております中に、田代ナンバー1、ナンバー2の2か所のポンプ場がございます。その2か所のポンプ場がございますポンプ4基の更新を予定しております。以上が令和4年度の建設改良事業の説明となります。

○委員長（河野龍二委員）

渡部課長。

○上下水道課長（渡部守史君）

以上で全ての説明を終了させていただきます。御審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○委員長（河野龍二委員）

これから質疑を行います。それではまず予算書の1ページ、2ページの質疑を受け付けたいと思います。説明書にも入っていきます。説明書と関連しておりますので、予算書に戻っても構いません。説明書の1ページ、2ページ、質疑はありませんか。ページを進めます。3ページ、4ページ。戻っても構いません。5ページ、6ページ、質疑はありませんか。続きまして7ページ、8ページ、9ページ、10ページ、11ページ、12ページ、説明書全般でわたって質疑を受け付けたいと思います。あと予定工事内容についても質疑を受け付けたいと思います。質疑はありませんか。

中村委員。

○委員（中村美穂委員）

工事の図面を見せていただいている、5番目のマンホール蓋の取り替えが230か所あるということで、長与処理区と書いているんですけども、どこら辺からどこら辺までのことを、その処理区の中で230か所という認識だと思うんですけども、教えていただいても良いでしょうか。

○委員長（河野龍二委員）

永石課長補佐。

○課長補佐（永石大祐君）

長与処理区というのは、長与浄化センターで処理している流域が長与処理区ということで、事業の名称として長与処理区の污水管管渠改築事業を行うと。マンホール蓋の改築につきましては、図面上で、赤で囲んである中を着色していない範囲ですね。その中でニュータウンと青葉台を除く範囲で蓋の改築を予定しております。

○委員長（河野龍二委員）

中村委員。

○委員（中村美穂委員）

ではこの230か所は、今説明をいただいたニュータウンと青葉台を除くこの赤の枠の町内全域ではないけれども、中心部とちょっと右側にもあるんでしょうかね、その中で230か所ということで認識してよろしいですか。

○委員長（河野龍二委員）

永石課長補佐。

○課長補佐（永石大祐君）

そのような認識で結構です。

○委員長（河野龍二委員）

ほかに質疑はありませんか。

では質疑をしたいので、委員長を交代します。

○委員（八木亮三委員）

質疑はありませんか。

河野委員。

○委員長（河野龍二委員）

先程の質疑と関連するんですが、マンホール蓋を230か所替えるということで、今よくテレビなんかでもマンホール蓋が非常に特殊で、それが観光客を呼び込む一つのツールになっているという話もいろいろ聞きますし、そういう意味ではせっかくの機会にそういうことが可能なのか。それとも今もうその蓋が既に準備されて、それを使う予定をされているのかお答えいただけますか。あればお願いしたいと思います。

○委員（八木亮三委員）

田中局長。

○水道局長（田中一之君）

マンホール蓋についてですけれども、一般的にデザインマンホールと呼ばれるもので、最近では長崎市が弱虫ペダルという漫画のキャラクターを、箇所数は忘れましたが設置をしております。あとマンホールカードを配布したりとか、観光に結びつけて、そういった事業を長崎市は行っております。全国的にデザインマンホールを取り入れている所は結構あります。そういった中で私たちも町長からデザインマンホールを検討してくれということで指示を受けており、今年度も予算を計上して検討をしているところであります。今回この230か所のマンホール蓋も活用できれば一番良いんですけれども、

マンホール蓋を地方から見に来られる場合、道路上にあるとか、危険な箇所にあるマンホール蓋にはそういったのは設置できないんですね。そういったところも考慮しながら。先程のデザインマンホールの4年度の予算165万円ほどを計上しております。今デザインマンホールをどこに設置するかとか、こういった趣旨でマンホールを置くかというのをいろいろ内部的にも検討しているところでありまして、例えば長与町内の遺跡めぐりとかヘルシーウォークとか、健康保険部の方で行っていますので、そういったのと横断的に協力しながら設置をして、なるべく住民や町外からでもお客様がお見えになれるような、そういった特色のあるデザインマンホールを今検討しているところがございますので、今後状況を逐次こういった場で報告をしていきたいと思っております。

○委員（八木亮三委員）

河野委員。

○委員長（河野龍二委員）

既にそういう計画を立てていらっしゃるということで、中身をお伺いしたいと思えます。165万円はデザインマンホールを造る予算なのか、そういう計画をする予算なのか、造るとしたらどれくらいのマンホール蓋ができるものなのか。そこまで分かれば教えていただきたいと思うんですけど。

○委員（八木亮三委員）

渡部課長。

○上下水道課長（渡部守史君）

先程局長が申しあげました分は材料費だけでございまして、一つ当たり30万円ほどを考えています。30万円を取りあえず5組、あと消費税という形で165万計上をさせていただいております。

○委員（八木亮三委員）

河野委員。

○委員長（河野龍二委員）

5組というのは蓋が5つということですか。再度お願いしたいと思います。

○委員（八木亮三委員）

渡部課長。

○上下水道課長（渡部守史君）

蓋が5つということでございます。

○委員（八木亮三委員）

河野委員。

○委員長（河野龍二委員）

おいおい増やしていくとは思いますが、町内でわずか5つなら余りにも目立たないかなと思いますので、是非増やしていただくことをお願いしたいと思います。引き続きほかのページで質問させていただきますけども、9ページの貸借対照表の資産の部

で、2の流動資産の(2)の未収金、これ下水道使用料の未収金に当たると思うんですが、引き続き貸倒引当金が税でいうと不納欠損の額になると思うんですけども、11ページの令和5年3月31日の予定では、未収金が1,300万円で引当金が82万円。この未収金に対しての引当金の額がちょっとどうなのかなというふうに思うんですけども、ここ詳細を説明できればお願いしたいと思います。

○委員（八木亮三委員）

藤原係長。

○係長（藤原庸祐君）

未収金は確かにほぼほぼが下水道使用料の未収金になります。貸倒引当金は、現在不納欠損に備えて積立っている引当金がありますので、今現在、不納欠損する金額も減ってきている状態ですので、元々3年度では83万5,246円の引当金を計上しているんですけども、そこから不納欠損があれば、引当金から不納欠損分を控除していく形になります。4年度におきましては、新たに不納欠損のために引当金を繰り入れる予定はありませんので、差額分が不納欠損予定額という形になるかと思います。

○委員（八木亮三委員）

河野委員。

○委員長（河野龍二委員）

実際はこの数字が決算のときには変わってくるということをですね。それで理解したいと思うんですけど、ただもう一つ、水道事業の数字を持ち出して申し訳ないんですけども、上下水はどうしても一緒に収納されると思うんですが、上水と下水の未収金の差がちょっと大きいんじゃないかなと思うんですよね。例えば令和3年度の貸借対照表の資産の部の未収金が1,000万円に対して下水は2,000万円ということで。下水が倍ぐらいになるというのも分かれば教えていただきたいと思うんですけど。

○委員（八木亮三委員）

渡部課長。

○上下水道課長（渡部守史君）

水道料金につきましては、滞納者に対しては停水という処置をさせていただいております。そういった関係で水を止めた段階で、ほとんどの方が料金をお支払いに来るといったのがございます。その一方で下水道使用料については、区域によっては長崎市の水道で長与町の下水というエリアがございまして、もし仮にそこで料金を滞納されとって水道料金は止められて長崎市へは水道料金を払うけれども、下水道使用料は長与町と長崎市と別なので遅らせてというようなパターンで、水道料金に比べると下水道使用料の方が、未収金が若干多いという流れで今まで来ているんですね。あとこの貸借対照表は、企業会計上3月末で締めますので一見多そうには見えますが、出納整理期間というのが企業会計にはありませんので、3月末で締めて4月、5月の段階での未収金を見れば一般会計との比較とかいうのもできたりはするんですけども。この額についてはどうして

も3月末で一旦切る会計の特性上、若干額が多く見えてしまうということと、水道料金と下水道使用料の差は、先程最初に申し上げたような理由で若干の差があるということでございます。

○委員（八木亮三委員）

委員長を交代します。

○委員長（河野龍二委員）

ほかに質疑はありませんか。

竹中委員。

○委員（竹中悟委員）

3点ほどお尋ねしたいと。今の長与町の下水道普及率がどれくらいあるのか。長崎が大体63%から65%ぐらいと思うんですけど、長与町が今どれぐらいになっているのかですね。それと下水道に対する要望ですね。市街地からちょっと離れた所とかいろいろあると思うんですけど、要望とか何とかが今どれくらい出ているのか。それとあと高田南のこれは区画整理事業がまだ造成ができていないので、話が先の話になるんですけど、この取り合いについて今どのような話し合いになっているのか。その辺が分かる範囲でお知らせをいただきたいと。

○委員長（河野龍二委員）

渡部課長。

○上下水道課長（渡部守史君）

1つ目の下水道普及率でございますが、99.4%でございます。2つ目の下水道の布設について要望が出ているかということでございますが、今現時点では、ちょうど高田川の河川改修が行われている文明堂の裏側の付近に、下水道の布設の要望が出ているところでございます。3つ目につきましては、永石の方からお答えをさせていただきます。

○委員長（河野龍二委員）

永石課長補佐。

○課長補佐（永石大祐君）

高田南土地区画整理事業区域の長崎市との取り合いですけれども、今の高田南の宅地割りの計画になったときに、一度区画割に合わせて変更をさせていただいておりますが、実際、整備が進んで污水管をどちらに繋いだ方が良いかというところで、高田中学校の前辺りの区域で長崎市と今協議をしている箇所がございます。区画整理の今後の整備に合わせて区域、どちらの流入に持っていくか、一部変更になる可能性があるという御認識で見ていただければと思います。

○委員長（河野龍二委員）

竹中委員。

○委員（竹中悟委員）

1つ目の普及率はやはり全国的にも長与町が有名ですから99.4%はすごいと思い

ますよね。一つその要望ということもあるんですけど、2つ目のことなんですけど、今、本川内の上のオレンジタウンですか、あの辺が少し垂れ流し状態ということで、これは少し前の話なんですけど、そういう話が出ていたとちょっと記憶しているんですけど、その辺は合併浄化槽を造るのか、もしくは管路を増やすだのそこまで行くのか。その辺のこの考え方について一つですね。それから高田南については、所管が違うところもありますから、なかなか取り合いがどうなるかということにははっきり回答できないと思うんですけど、長崎市でも取り合いについてはかなり問題になっているんですね。だからその辺について、回答は多分そこはできないだろうと思うんですけどね。この辺は慎重に話をしていかないと、造成はできてもなかなか地権者が帰れないという状況が長く続くと思うんですね。ですからその辺について、これは、回答は要らないんですけど慎重によく話し合いをしていただきたいと思います。前者の2つの点についてお答えをいただきたい。

○委員長（河野龍二委員）

渡部課長。

○上下水道課長（渡部守史君）

本川内のオレンジタウンの件なんですけども、処理区域外というところで、今、合併浄化槽で対応されているかと思うんですけども、合併浄化槽も一応浄化をされた中で排水されているという認識を持っておりますので、下水道と同等のレベルの排水がされているものと認識をしているところでございます。今のところ計画はございません。高田南につきましては、今後より慎重に対応をさせていただきたいと思っております。

○委員長（河野龍二委員）

ほかに質疑はありませんか。

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

普及率ではないんですけども、現在下水道本管が整備をされて、取り出しまでされて、以前からなんですけど、接続をしていただけないという方が結構いらっしゃったんですけど、そういったものの改善と言いますか、水洗化というのは少しずつでも進んでいるのか、現状をお聞かせ願いたいと思いますが。

○委員長（河野龍二委員）

山下主任。

○主任（山下裕己君）

令和3年度におきましては、水洗化は4件ございます。例年数件程度ございまして、徐々に改善はされているのかなとは思いますが。

○委員長（河野龍二委員）

ほかに質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第24号令和4年度長与町下水道事業会計予算の件を採決します。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

暫時休憩いたします。

（暫時休憩）

○委員長（河野龍二委員）

では休憩を閉じて委員会を再開いたします。

以上で産業文教常任委員会を閉会いたします。皆さんお疲れさまでした。

（閉会 11時39分）